

Ⅲ 提言等の概要

1 ご意見等の概要

(1) 県民

◆多角的な視点からの検討

- ・学力低下やひきこもり、睡眠障害を引き起こす他の社会的要因（いじめ、ネグレクト等）を矮小化させてしまい、本来の疾患を見逃してしまう場合があるため、ゲームが原因と明確に言えない場合は、依存に対する対処を誤ることになるので、条例制定前に多角的な視点から検討すべきである。

◆依存症の治療等

- ・ネット・ゲーム依存症になってしまった子どもに対して、どのように抜け出させるのかについても協議すべきである。将来の可能性を秘めた若者がゲームにおぼれることは香川県や日本にとって損失である。

◆国との連携等

- ・子どもの健全な育成には必要だと思うが、香川県単独では難しい問題だと思うので他府県、国などと連携が必要である。

◆事業者の役割

- ・条例が、学校が、保護者がルールを作っても、のめりこんでしまったらおしまいであり、ソフト面では限度がある。ハード面でゲームを提供している企業にお願いするしかない。

◆予防対策・相談支援

- ・予防対策、相談支援等の推進は、依存症の傾向がみられる子どもの親には必要である。

◆家庭でのルールづくり

- ・子どもの健全な成長に支障が出る程度の依存については、家庭において話し合っていくべきものである。依存症に陥らないための啓発は必要だと思うが、条例については、どこまで規制すべきか疑問に思う。
- ・18条については、内発的な動機づけを妨げないように注意すべきであり、条文の「基準とする」という文言は、基準を変えてもよいのか、その際に家庭の自由、子どもの自主性の尊重は十分に尊重されるべきである。

◆スマートフォン使用等制限の対象

- ・18条第2項で分別される子どもの年齢範囲が粗いため、幼児と義務教育終了直前の子供が同じ基準を適用されることとなっている。同項は18条第1項を遵守するための補足なので削除するか、親子の話し合いを促進するため、子どもの知識・理解程度に応じた基準になるよう設定すべきである。

◆スマートフォン使用等制限の影響

- ・義務教育終了前の子どものスマートフォン等の使用を午後9時までとする件については、塾から帰り、夕食や入浴を終えると9時を過ぎてしまうので、利用時間のみの制限で良い。保護者の勤務時間も様々であり、それぞれの家庭環境や生活に合わせるならば、利用時間のみに絞って制限する方が良い。

◆スマートフォン使用等制限の実効性

- ・罰則がないので「60分、90分」に従う子どもがどれだけいるか、その条例に本気で従わせる保護者がいるか疑問だが、何らかのメッセージを行政から家庭に送ることには賛成

である。

- ・条例自体は良いと思うが、親が管理しきれるかという点と、条例により香川県民を全員守ることができるかという点が疑問である。
- ・子どものスマートフォン等の制限において「基準」とする時間等が示されているが、目安の時間としてはいかがか。
- ・親である自分自身がゲーム三昧で、子どもにゲームをやめろと言う資格がないと感じている。
- ・ネット・ゲーム依存症の対策等を行っても、別の依存症を生み出すのではないか。何かに依存しなければならぬ社会の改革をお願いしたい。

◆いじめ・ひきこもり等への配慮

- ・不登校になった子どもからネット・ゲームを取り上げたら自殺する子どもがいる。学校を追われてネット・ゲームを逃げ場に行っている子どもも居る。

(2) 第11条の事業者

◆スマートフォン使用等制限の実効性

- ・基準となる数字を保護者がどう解釈するのかを懸念する。条例の意図を認知せずに、とりあえず基準だからと従う人が多くなるのは明らか。家庭によっても状況は異なるだろうから、固定の数値による指定は運用上よくないのではないか。

◆条例検討の進め方

- ・多くの方が本条例の意図している目的を履き違え、「ゲーム・ネットを規制する目的の条例である」という大前提の議論になってしまっている。本条例の前提条件、考え方、目的について、読み手の解釈によって意味合いが変わらないよう、県議会として公式に明確な発信をするべき。本条例の影響範囲が県内にとどまらず、我々事業者にもかかってくることから非常に大事なことであり、必要な措置となるのではないか。
- ・本条例をどのように運用していくのかが不透明。恣意的な運用がなされれば子供の不幸を招く事態にもなりかねないため、施行までの準備期間を長くとり、医療機関や教育機関、県民の保護者や事業者からのヒアリングや説明会を行って、感触を伺うという段取りも必要なのではないか。

◆事業者を求める対応

- ・事業者を求める対応について、具体的な方法を各サービスごとに代表例をあげて示していただきたい。
- ・インターネットのコンテンツや利用に関する制限を求める場合、可能な限りコストを少なく運用するために、また香川県民のアクセス禁止やサービス利用禁止などを引き起こさないためにも、施行される際には可能な限り譲歩できる方法を考えていただきたい。
- ・香川県だけをフィルタリングすることは現実的ではないので、香川県からインターネットの接続自体をすべて例外なく禁止することを求める。また、各事業者が香川県より協力を求められた際に発生する全ての費用については香川県が負担することを明記していただきたい。

2 ご意見等に対する考え方

世界保健機関で認定された「ゲーム障害」は、ゲームのコントロールができない状態や、問題が起きているにもかかわらずゲームを続ける状態などが12ヶ月以上続く場合であると認識しており、ゲームやインターネットの過剰な利用は、自分で自分の欲求をコントロールできなくなる依存症につながることや、睡眠障害、ひきこもりといった二次的な問題まで引き起こすことなどが指摘されており、若者が陥りやすく、一度そのような状態になると抜け出すことが困難となるため、その対策は急務であると考えています。

こうした状況を踏まえ、県議会に、その対策のための条例を検討する委員会を設置し、ネット・ゲーム依存症対策の専門家である精神科医等と意見交換を行うなど検討を進めてきたものです。

本条例では、ネット・ゲーム依存症対策の推進について、正しい知識の普及啓発や予防対策などの推進、医療提供体制の整備、相談支援、人材育成の推進など施策の基本となる事項を定めることにより、県、市町、学校、保護者などが相互に連携を図りながらネット・ゲーム依存症対策を総合的かつ計画的に推進することで、次代を担う子どもたちの健やかな成長と、県民が健全に暮らせる社会の実現に寄与することを目的としています。

使用時間の制限については、子どもが睡眠時間を確保し、規則正しい生活習慣を身に付けられるよう、子どものネット・ゲーム依存症につながるようなコンピュータゲームを利用する場合には、1日当たりの利用時間が平日は60分まで、学校などの休業日は90分までの時間を上限とすることを基準にすることや、スマートフォンなどを使用する場合には、中学生以下の子どもは午後9時まで、それ以外の18歳未満の子どもは午後10時まで使用をやめることを基準としています。

「平日は60分まで」などの利用時間については、令和元年11月に国立病院機構久里浜医療センターから公表された全国調査結果において、平日のゲームの使用時間が1時間を超えると学業成績の低下が顕著になることや、香川県教育委員会が実施した平成30年度香川県学習状況調査において、スマートフォンなどの使用時間が1時間を超えると、使用時間が長い児童生徒ほど平均正答率が低い傾向にあるという結果などを参考に、基準として規定したものです。

保護者には、子どもにスマートフォンなどを使用させる場合には、子どもの年齢や各家庭の実情などを考慮し、その使用に伴う危険性や過度の使用による弊害などについて、子どもと話し合い、使用時間を含めた使用に関するルールづくりや見直しを行うことを求めており、このような家庭で決めたルールを保護者が子どもに遵守させるよう努めていただきたいと考えています。